

財団法人群馬県市町村振興協会基金貸付細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、財団法人群馬県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、財団法人群馬県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に対して基金の資金（以下「資金」という。）を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付とは、一会年度をこえる貸付とし、第6条に規定する貸付条件により、3種類の区分とする。
- 3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表1のとおりとする。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること
 - (2) 事業の計画が適切であること
 - (3) 財務の経理が明確であること
- 2 長期の貸付にあつては、前項に定めるもののほか、地方債の協議において同意又は許可がなされたもの。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、次のとおりとする。
 - ア 長期貸付にあつては、資金を貸付けた日（以下「貸付日」という。）における財政融資資金貸付金の元金均等償還半年賦のうち、別表2の償還期限及び据置期間と同一条件の貸付利率に、0.3を乗じて得られた率を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率（少数点第2位切り捨て）とする。
 - イ 短期貸付にあつては、貸付日における財政融資資金貸付金の満期一括償還5年以内の貸付利率に0.5を乗じて得られた率を、当該財政融資資金貸付金の貸付利率から減じて得られた率（少数点第2位切り捨て）とする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、規程第4条第1号に関する短期貸付は無利子とする。
- (3) 償還年限は、長期貸付にあつては別表2のとおりとし、短期貸付にあつては、同一会計年度内とする。
- (4) 長期貸付の貸付日は、原則毎年5月25日とする。
- (5) 長期貸付の償還元金及び償還利息の返済期日は、毎年3月25日と9月25日とする。ただし、当日が金融機関休業日にあたる時は、翌金融機関営業日とする。この場合においては、延滞利息の適用はしない。
- (6) 元金の償還方法は、長期貸付にあつては、半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあつては一括弁済の方法によるものとし、協会が送付する償還年次表のとおりとする。
- (7) 利息については、長期貸付にあつては、借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還日までの利息を協会に払込むものとする。
- (8) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
- (3) 長期貸付にあつては起債協議同意書写又は起債許可書写、短期貸付にあつては一時借入金現在額調（様式第5号）及び予算書（一時借入金に関する部分）の写し

2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町村に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定)

第8条 協会は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額の決定のうえ貸付を行うことに決定した市町村に対しては、借入手続きのご案内（様式第6号）を送付し、貸付を行わないことに決定した市町村に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市町村は、借入手続きのご案内の送付を受けたときは、直ちに、当該借入手続きのご案内の額等を記載した借用証書（様式第7号又は様式第8号）を協会に送付するものとし、協会はこれと引換えに資金を送付するものとする。

2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては償還年次表（様式第9号）を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

(償 還)

第10条 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書(様式第10号)を当該市町村に送付するものとする。

2 市町村は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払い込むものとする。

(報告及び調査)

第11条 資金の貸付を受けた市町村は、貸付金の償還が完了するまでの間に次の各号に該当する場合においては、その都度速やかに協会に報告しなければならない。

(1) 市町村の名称を変更した場合

(2) 地方自治法第7条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合

(3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

2 協会は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、該当市町村から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に調査させることができる。

(繰上償還)

第12条 協会は、資金の貸付を受けた市町村が、資金を貸付の目的外の用途を使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、協会は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町村に対し繰上償還通知書(様式第11号)を送付するものとする。

2 市町村は、協会の承認を得て貸付の資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村は、あらかじめ繰上償還申請書(様式第12号)を協会に提出しなければならない。

3 協会は、市町村から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還をさせようとする日の10日前までに、当該市町村に対し繰上償還通知書(様式第11号)を送付し、繰上償還をさせないことを決定した市町村に対しては、その理由を付してその旨通知するものとする。

4 第1項及び前項に規定する繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

(繰上償還に伴う償還元利金の払込み)

第13条 市町村は、前条第1項又は第3項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。

2 協会は、長期貸付金の一部繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

(雑 目)

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

(別表2)

償還期間	据置期間	償還方法
10年以内	2年以内	半年賦元金均等償還
15年以内	3年以内	半年賦元金均等償還
20年以内	3年以内	半年賦元金均等償還

附 則

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年3月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年2月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年2月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

財団法人群馬県市町村振興協会基金貸付対象事業

<p>規 程 第 4 条 第 1 号 の 事 業</p>	<p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業</p> <p>(3) その他理事長が必要と認めた災害に関する事業</p>
<p>規 程 第 4 条 第 2 号 の 事 業</p>	<p>(1) 消防自動車、自然災害防止施設等の地域の消防、防災に資するための事業</p> <p>(2) 学校教育施設、通学道路、図書館、美術館等、教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(3) 総合運動場、体育館、遊歩道等、スポーツの振興及び住民の健康増進に資するための事業</p> <p>(4) 社会福祉施設、環境保全施設等、住民の生活福祉の向上に資するための事業</p> <p>(5) 歴史上又は学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業</p> <p>(6) 公民館、集会施設等地域の連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(7) 地域資源を活用促進し、その地域の自然的条件及び風土に調和した個性的なまちづくりに資するための事業</p> <p>(8) その他理事会において必要と認めた事業</p>